気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および適合性の判断のための具体的な手続きの開示

２０２３年5月１２日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

Ｉ．国際原則または政府の指針に適合する投融資

１．グリーンローン

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか） ・グリーンローンガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

投融資実施部署と異なる部署が、投融資について外部評価を受けていることを確認しております。個々の投融資ではなく、スキームごとに外部評価を受けている場合は、個々の投融資が当該スキームに適合していることを併せて確認しております。

２．グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞
・グリーンボンドガイドライン（環境省）
・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

投融資実施部署と異なる部署が、投融資について外部評価を受けていることを確認しております。個々の投融資ではなく、スキームごとに外部評価を受けている場合は、個々の投融資が当該スキームに適合していることを併せて確認しております。

３．サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

投融資実施部署と異なる部署が、投融資について外部評価を受けていることを確認しております。個々の投融資ではなく、スキームごとに外部評価を受けている場合は、個々の投融資が当該スキームに適合していることを併せて確認しております。

４．サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会 International Capital Market Association＞）
・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

投融資実施部署と異なる部署が、投融資について外部評価を受けていることを確認しております。個々の投融資ではなく、スキームごとに外部評価を受けている場合は、個々の投融資が当該スキームに適合していることを併せて確認しております。

５．トランジション・ファイナンス

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・グリーンボンドガイドライン（環境省）

・グリーンローンガイドライン（環境省）
・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
・当該案件の業界にかかるロードマップ

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

投融資実施部署と異なる部署が、投融資について外部評価を受けていることを確認しております。個々の投融資ではなく、スキームごとに外部評価を受けている場合は、個々の投融資が当該スキームに適合していることを併せて確認しております。

Ⅱ．Ⅰ．に準じる投融資

１．類型その１

（１）対象投融資の基準

当行では、Ⅰ．に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の何れかに該当する投融資（資金使途が以下のとおり限定されている投融資）であり、適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していることが確認できること
・再生可能エネルギー関連プロジェクト（例：太陽光発電設備、バイオマス発電設備、洋上風力発電施設）への投融資
・認証取得済みのグリーンビル向けノンリコース・ローン
・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスへの住宅ローン
・環境省の利子補給事業を活用した環境関連融資

（２）上記（１）の基準の策定および（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準についてはサステナビリティ経営推進委員会で審議のうえ、所管部署にて定めております。また、投融資にかかる当該基準への適合性については、気候変動対応を所管するミドル部署で確認を行っております。

２．類型その２

（１）対象投融資の基準

当行では、Ｉ．に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）
以下の４つの要件をすべて満たす融資であること
①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
② 融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
③ 融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年１回以上確認し、開示すること
④ 融資先のインパクト評価およびその結果の開示を行う仕組みの構築が、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

（２）上記（１）の基準の策定および（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・ポジティブ・インパクト・ファイナンスとしての適合性については、独立した第三者機関による外部評価を受けております。

以　　上

2024 年 9 月 30 日

わが国の気候変動対応に資する投融資実績（2023 年度末累計）

1,399 億円

以上